

廿日市市建設工事における一抜け方式による入札実施要領

令和 7 年 5 月 3 0 日

告示第 1 8 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市が発注する建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号）」に基づく、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（令和 6 年 1 2 月 1 3 日閣議決定）」に基づき、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に実施する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「一抜け方式」とは、競争入札の執行に当たり、該当する複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 一抜け方式の対象工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の案件について、廿日市市競争入札参加者審査会の意見に基づいて市長が指定するものとする。

- (1) 同一の発注者の案件であること。
- (2) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- (3) 工事の種類（入札参加資格の認定業種）が同一の案件であること。
- (4) 主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること。

(入札公告又は指名通知)

第4条 入札に付するときは、当該案件が「一抜け方式の対象工事」であることを入札公告又は指名通知に明示するものとする。

(落札候補者の決定)

第5条 一抜け方式の適用に当たっては、次の各号によるものとする。

- (1) 対象工事数を考慮して競争性が確保されるよう一般競争入札における応札可能者数又は指名競争入札における指名業者数を確保すること。
- (2) 開札の順位は、原則として、請負対象設計金額の高い順に設定すること。
- (3) 落札者の決定は、原則として、開札順に行うこと。
- (4) 上位の落札候補者決定順位の案件が「入札中止」又は「不調」となった場合は、その案件を除外し、次順位以降の案件の落札候補者を決定するものとする。
- (5) 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効として取り扱うこと。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。